

# 弁政連<sup>ニュース</sup>NEWS

政治を動かす・未来を動かす

www.benseiren.jp

No. **75** APR  
2024

2024年4月



インタビュー 小泉龍司法務大臣に聞く

## 基本法制と法務行政は 国家の活動の基盤

就任から4か月が経ちましたが、法務大臣としての意気込みをお聞かせいただけますでしょうか。

日本におけるあらゆる活動の基盤となるのが、基本法制と法務行政です。これらを整えたその上に、国の様々な活動が成り立っています。法務大臣就任にあたり、このことを改めて認識しているところです。これらの整備をおれずにやっていきたいと考えています。

そのために、第一には法秩序の維持が必要です。一方で第二に、国民の権利が擁護されなければなりません。そして第三に、共生社会の形成に努めていかなければなりません。

これらを法務行政の出発点として、職員とも意識の共有を図り、状況の更なる改善に努めたいと思います。

法務大臣として、重点的に取り組んでいきたいとお考えになっている課題は何でしょうか？

総理からご指示をいただいている7項目は、いずれも重要な事柄で、どれをとってもゆるがせにはできません。

直近で必要とされていると思っているものを上げれば、まず、市民に身近でアクセスしやすい法制度を整えることがあります。旧統一教会の被害者の方々の救済や、災害に苦しむ方々への法支援、これらは弁護士会におかれてもいち早く対応していただいているところで、感謝申し上げているところです。このような活動とも多方面で連携を図り、例えば法テラスの活動も広げていきたいと考えております。また、犯罪被害にあわれた方々にとっても、司法救済が容易になるよう、制度を整え、運用していかなければなりません。

次に、外国人技能実習制度の発展的な解消です。これについては、新しい制度を打ち立てる作業を現在進行させているところであり、法案として今国会への提出を予定しているところです。

2023年12月1日より施行された、補完的保護対象者認定制度、これは「難民の地位に関する条約」上の「難民」に該当しないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを



法務大臣室にて

確実に保護する制度です。改正入管法施行に併せて、「国を開く」という政策の在り方はどうあるべきかを踏まえて、整備していかなければなりません。

また、離婚後の親権者に関する規律を含む、子の利益の実現に向けた離婚後の子の養育に関する見直しについても、現在法案化を進めているところです。こちらも今国会に間に合わせたいと考え、現在鋭意準備を進めています。

次に、社会における再犯の状況を踏まえ、再犯防止に取り組む必要があります。受刑者への処遇を一層充実させ、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、懲役刑と禁錮刑を一元化して、「拘禁刑」を新設する改正刑法が成立し、2025年に施行される予定ですが、被害者等の心情等の聴取・伝達制度も含め、各制度の運用をしっかりと整えていくことが今年の課題です。

加えて、司法外交があります。法の支配という理念の共有を、国際的にできるだけ多くの国々との間で図っていかなければなりません。他の国々との間で、法制技術を向上させ、各国の国情に合わせた具体的制度構築において貢献していくことに、わが国が果たしうる役割はまだまだあると思っています。これまでの支援をさらに推進していくよう、努めてまいります。

弁護士や弁護士会へメッセージをお願いします。

弁護士の方々や弁護士会に対しては、その日々の活動に心から敬意と感謝の気持ちを抱いております。我々は官という立場ですが、一方で皆さんが法運用の現場での活動で頑張って司法制度を支えておられます。両者が相まってわが国の司法制度を支えているのであり、いわば一緒の土俵に乗っているものと認識しております。

国民の幸せのため、弁護士の方々からの要望にも対応する努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。



小泉龍司法務大臣を囲んで、左から 齋藤和紀千葉県支部長、菊地裕太郎理事長、齋藤義房（広報委員長）、小川晃司（編集長＝聞き手）

# ごあいさつ

## 日弁連・ 弁護士会の新執行部への期待



日本弁護士政治連盟  
理事長 菊地 裕太郎

淵上会長が誕生しました。ダイバシティの視点も折り込んだ新体制の舵取りに期待すること大です。我が弁政連は、甚だジェンダーギャップが大きく、これを機に、女性会員の大幅増を目指したいと存じますので、宜しくお願いします。

さて、2つの未設置支部も、ほぼ設立の目途がつき（2月末現在）、これで全国組織が完成することになります。そしてこの昨今、弁政連の認知度は会内外において格段に高まってきたと実感しております。日弁連の全会員数に対する弁政連加入会員の比率は、母数の増大に抗して何とか微増の状態にあり、また新年祝賀会には代理出席を含め114名の国会議員にご出席賜りました。これもひとえに日弁連そして各支部の支部長はじめ執行部のご尽力の賜物であります。各支部で催される各種イベントの参加こそが、弁政連の足腰を強くする源です。

活動の活発な支部は、おしなべて弁護士会の会長はじめ役員の強力なバックアップと強い連携があります。弁護士会の新執行部の皆様には、特段のご支援をお願いします。

私が組織強化委員長を務めていた10年程前は、新入会員を勧誘すると「政治団体？ボス弁に聞いてみないと…」などと怪訝な顔をされることが度々ありました。「今はそんなことはない」と言い切れるわけではなく、新入会員の皆様そしてボス弁の先生方におかれては、弁政連は日弁連・弁護士会の政策実現の縁の下の力持ちであるのご認識戴ければ幸いです。弁政連は日弁連と車の両輪と言われ続けられるよう、淵上号をしっかりとサポートして参ります。政治の世界は「数は力なり」という至言に共鳴して何卒ひとりでも多くの方にご加入戴きたく、お願い申し上げます。

## これまでも、 これからも弁政連とともに。



日本弁護士連合会  
会長 淵上 玲子

4月1日、2024年度、2025年度の日本弁護士連合会（日弁連）の会長に就任した淵上玲子です。日弁連初の女性会長ということで、様々なところから注目を集めています。

日本弁護士政治連盟（弁政連）は長年様々な立場で参加させていただき、3月末までは副理事長を務めておりました。昨年度小林元治会長のもとで再審法改正に取り組み、弁政連のご協力のもと、国会議員、自治体等から多くのご賛同をいただいているなど、弁政連は日弁連の掲げる政策を法律の制定や改廃につなげるための重要な役割を担っていただいています。

私に関わってきた日弁連の災害関連法制においても、被災者生活再建支援法に基づく建物への再建支援金の拡大、東日本大震災時の法テラスの震災特例法、原発被害者の損害賠償請求権の時効に関する民法特例法、災害義捐金に対する差押え禁止の拡大など、市民のための法改正が必要でした。

再審法改正、死刑制度廃止など日弁連が掲げる法制度改正について、さらなる活動が必要であり、法制審以降四半世紀も放置されている選択的夫婦別姓制度の立法化を含めて、より一層、弁政連のご協力をお願いしていくこととなります。

多様化、複雑化する社会において、日弁連が掲げる立法活動は広範なものになっており、菊地理事長はじめ、弁政連の皆様には一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。



# 2024年度 日本弁護士連合会副会長

氏名（所属弁護士会）／主な担当事項／抱負



**上田 智司**  
(東京弁護士会)  
国選弁護／法科大学院センター／マネロン対策  
弁政連との連携を強化し日弁連の政策課題の実現に取り組みます。



**市川 正司**  
(第一東京弁護士会)  
財務／法曹養成／司法修習費用  
日弁連の政策課題実現のため、弁政連と協力して取り組みます。



**日下部 真治**  
(第二東京弁護士会)  
民事司法改革／国際活動・国際戦略／登録  
弁政連と連携し、日弁連の政策課題の実現に力を尽くします。



**伊藤 信吾**  
(神奈川県弁護士会)  
弁護士業務改革／民暴／弁護士業務妨害／若手弁護士サポート  
弁政連と共に、法の支配の実現を目指し、諸課題に取り組みます。



**三浦 亜紀**  
(千葉県弁護士会)  
犯罪被害者支援／ADRセンター／D & I  
様々な課題解決のため弁政連と連携しつつ前進して行きたいです。



**田下 佳代**  
(長野県弁護士会)  
両性の平等／高齢者・障害者権利／広報／編集  
弁政連と連携協力し、日弁連の政策課題実現のために努力します。



**大砂 裕幸**  
(大阪弁護士会)  
司法制度／男女共同参画／公設事務所・法律相談センター／弁護士費用保険  
弁政連と連携を図り、日弁連の政策課題の実現に努めます。



**緒方 賢史**  
(奈良弁護士会)  
弁護士任官／信託センター／税制  
政治活動の重要性を常に念頭に置きながら会務に取り組みます。



**伊藤 倫文**  
(愛知県弁護士会)  
司法修習／業際・非弁／法律サービス展開  
弁政連と連携して、日弁連の政策課題の実現を目指していきます。



**飯岡 久美**  
(広島弁護士会)  
家事法制／貧困問題／研修  
弁政連と連携して、人権の保障に関する課題に取り組みます。



**足立 修一**  
(広島弁護士会)  
死刑廃止・刑罰改革／刑事拘禁制度改革／接見交通権  
弁政連と連携し、日弁連の諸課題、政策実現に向け頑張ります。



**大神 昌憲**  
(福岡県弁護士会)  
弁護士倫理／弁護士職務適正化／消費者問題  
日弁連の政策課題の実現のため、弁政連と連携して取り組みます。



**野呂 圭**  
(仙台弁護士会)  
人権擁護／憲法問題／災害復興  
人権保障が進展するよう、弁政連の協力をいただきながら頑張ります。



**坂口 唯彦**  
(札幌弁護士会)  
再審法改正／刑事弁護センター／国際人権  
弁政連と連携し、我が国の人権保障水準全体の向上を目指します。



**大熊 伸定**  
(愛媛弁護士会)  
労働法制／知的財産／倒産法制  
弁政連とともに、様々な政策課題に取り組んでまいります。



# 2024年新年祝賀会



森 英介  
元法務大臣（自由民主党）



山口 那津男  
公明党代表



大串 博志  
立憲民主党選挙対策委員長



玉木 雄一郎  
国民民主党代表



音喜多 駿  
日本維新の会政務調査会長

## 国会議員との新年祝賀会、4年ぶりに開催

2024年1月18日午後6時から、都市センターホテルにおいて、国会議員を招いた新年祝賀会が4年ぶりに開催された。

開会冒頭に、同年元日に発生した能登半島地震によりお亡くなりになった方々に黙祷を捧げるなど厳粛な雰囲気の中で開始した新年祝賀会であったが、114名の国会議員の出席（衆参あわせて本人出席37名・代理出席77名）を含む多くの出席者により、徐々に賑々しさを増していった。

祝賀会では、盛山正仁文部科学大臣、濱地雅一厚生労働副大臣、鬼木誠防衛副大臣兼内閣府副大臣、矢倉克夫財務副大臣、鈴木憲和農林水産副大臣、三宅伸吾防衛大臣政務官兼内閣府大臣政務官、森英介元法務大臣、山下貴司元法務大臣、山口那津男公明党代表、玉木雄一郎国民民主党代表、柴山昌彦自由民主党政務調査会長代理、北側一雄公明党副代表、石井啓一公明党幹事長、逢坂誠二立憲民主党代表代行、大串博志立憲民主党選挙対策委員長、古川元久国民民主党国会対策委員長、音喜多駿日本維新の会政務調査会長など、多数の国会議員にご出席いただき、ご挨拶をいただいた。各国会議員からは、能登半島地震の被災者支援にあたっての弁護士の活動に対する期待や日弁連による再審法改正に向けた取組への応援のメッセージが寄せられ、盛会のうちに終了した。（副幹事長 奥 国範）

# 出席議員 (本人出席太字) 選挙区・所属政党

=2024年1月18日 新年祝賀会=

## 衆議院議員

逢沢 一郎 岡山 1 区 自 民  
安住 淳 宮城 5 区 立 憲  
阿部 司 比例東京 維 新  
阿部 弘樹 比例九州 維 新  
甘利 明 比例南関東 自 民  
池下 卓 大阪 10 区 維 新  
伊佐 進一 大阪 6 区 公 明  
石井 啓一 比例北関東 公 明  
石田 真敏 和歌山 2 区 自 民  
泉 健太 京都 3 区 立 憲  
伊藤 達也 東京 2 2 区 自 民  
井上 信治 東京 2 5 区 自 民  
井野 俊郎 群馬 2 区 自 民  
大串 博志 佐賀 2 区 立 憲  
大口 善徳 比例東海 公 明  
逢坂 誠二 北海道 8 区 立 憲  
岡本あき子 比例東北 立 憲  
奥野 信亮 比例近畿 自 民  
奥野総一郎 千葉 9 区 立 憲  
落合 貴之 東京 6 区 立 憲  
鬼木 誠 福岡 2 区 自 民  
海江田万里 比例東京 立 憲  
鎌田さゆり 宮城 2 区 立 憲  
上川 陽子 静岡 1 区 自 民  
亀岡 偉民 比例東北 自 民  
神田 憲次 愛知 5 区 自 民  
城井 崇 福岡 10 区 立 憲  
城内 実 静岡 7 区 自 民  
岸田 文雄 広島 1 区 自 民  
北神 圭朗 京都 4 区 所属なし  
北側 一雄 大阪 16 区 公 明  
木原 稔 熊本 1 区 自 民  
源馬謙太郎 静岡 8 区 立 憲  
高村 正大 山口 1 区 自 民  
輿水 恵一 比例北関東 公 明  
後藤 茂之 長野 4 区 自 民  
小林 鷹之 千葉 2 区 自 民  
小宮山泰子 比例北関東 立 憲  
笹川 博義 群馬 3 区 自 民  
佐藤 茂樹 大阪 3 区 公 明  
佐藤 英道 比例北海道 公 明  
塩谷 立 比例東海 自 民  
階 猛 岩手 1 区 立 憲  
柴山 昌彦 埼玉 8 区 自 民

末松 義規 東京 19 区 立 憲  
鈴木 英敬 三重 4 区 自 民  
鈴木 憲和 山形 2 区 自 民  
高木 陽介 比例東京 公 明  
竹内 譲 比例近畿 公 明  
武部 新 北海道 12 区 自 民  
田所 嘉徳 比例北関東 自 民  
田中 和徳 神奈川 10 区 自 民  
棚橋 泰文 岐阜 2 区 自 民  
玉木雄一郎 香川 2 区 国 民  
田村 憲久 三重 1 区 自 民  
津島 淳 比例東北 自 民  
土屋 品子 埼玉 13 区 自 民  
中西 健治 神奈川 3 区 自 民  
中野 英幸 埼玉 7 区 自 民  
仁木 博文 徳島 1 区 自 民  
西村 明宏 宮城 3 区 自 民  
西村智奈美 新潟 1 区 立 憲  
浜地 雅一 比例九州 公 明  
林 芳正 山口 3 区 自 民  
深澤 陽一 静岡 4 区 自 民  
古川 元久 愛知 2 区 国 民  
古川 禎久 宮崎 3 区 自 民  
牧原 秀樹 比例北関東 自 民  
松原 仁 東京 3 区 所属なし  
馬淵 澄夫 奈良 1 区 立 憲  
三谷 英弘 比例南関東 自 民  
森 英介 千葉 11 区 自 民  
盛山 正仁 比例近畿 自 民  
保岡 宏武 比例九州 自 民  
山下 貴司 岡山 2 区 自 民  
吉田 統彦 比例東海 立 憲  
米山 隆一 新潟 5 区 立 憲  
渡辺 周 比例東海 立 憲

## 参議院議員

浅尾慶一郎 神 奈 川 自 民  
朝日健太郎 東 京 自 民  
伊藤 孝江 兵 庫 公 明  
伊藤 孝恵 愛 知 国 民  
猪口 邦子 千 葉 自 民  
大家 敏志 福 岡 自 民  
音喜多 駿 東 京 維 新  
片山 大介 兵 庫 維 新  
加藤 明良 茨 城 自 民

川田 龍平 比 例 立 憲  
古賀 之士 福 岡 立 憲  
古庄 玄知 大 分 自 民  
小西 洋之 千 葉 立 憲  
櫻井 充 宮 城 自 民  
佐々木さやか 神 奈 川 公 明  
里見 隆治 愛 知 公 明  
塩村あやか 東 京 立 憲  
世耕 弘成 和 歌 山 自 民  
武見 敬三 東 京 自 民  
辻元 清美 比 例 立 憲  
堂込麻紀子 茨 城 所属なし  
友納 理緒 比 例 自 民  
野田 国義 福 岡 立 憲  
古川 俊治 埼 玉 自 民  
牧山ひろえ 神 奈 川 立 憲  
松村 祥史 熊 本 自 民  
三上 えり 広 島 所属なし  
水岡 俊一 比 例 立 憲  
三原じゅん子 神 奈 川 自 民  
三宅 伸吾 香 川 自 民  
矢倉 克夫 埼 玉 公 明  
安江 伸夫 愛 知 公 明  
山口那津男 東 京 公 明  
山本 啓介 長 崎 自 民  
横山 信一 比 例 公 明  
和田 政宗 比 例 自 民

## 祝電・メッセージを いただいた議員

### 衆議院議員

青山 大人 比例北関東 立 憲  
稲富 修二 比例九州 立 憲  
枝野 幸男 埼玉 5 区 立 憲  
尾身 朝子 比例北関東 自 民  
菅 義偉 神奈川 2 区 自 民  
中谷 一馬 比例南関東 立 憲

### 参議院議員

高木かおり 大 阪 維 新  
山本 香苗 比 例 公 明

(敬称略・五十音順)

# 日本の災害対策と法制度の課題

司会 津久井 進 日弁連災害復興支援委員会委員・兵庫県弁護士会



淵上 玲子 氏  
日弁連災害復興支援に関する  
全国協議会ワーキンググループ  
元委員・東京弁護士会



吉江 暢洋 氏  
日弁連災害復興支援委員会  
委員長・岩手弁護士会



永野 海 氏  
日弁連災害復興支援委員会  
副委員長・静岡県弁護士会

## それぞれの被災者支援活動

【津久井】 本日は「日本の災害対策と法制度の課題」をテーマにお集まりをいただきました。私は、進行役の兵庫県弁護士会の修習47期の津久井です。まず、自己紹介をお願いしたいと思います。

【淵上】 東京弁護士会35期の淵上玲子でございます。

私の災害の関わりは、まず、阪神・淡路大震災のときに、神戸弁護士会の会館の法律相談に参加したのが始まりです。兵庫県の弁護士にアドバイスをいただき、2004年11月に東京における災害復興まちづくり支援機構を立ち上げました。日弁連の現在の委員会の前身となる災害復興支援に関する全国協議会ワーキンググループが発足し、そこにも参加させていただきました。当時、被災者生活再建支援法の支援金が建物の再建に使うことができないという規制があり、これを取り払い、建物の再築にも使えるという法律改正を国会議員に要請し、それが成立して、その後の被災者生活再建支援金に関する活動につながっていきました。

東日本大震災では、電話相談をいち早く東京三弁護士会（以下「東京三会」）で立ち上げ、法テラスと日弁連の支援を受けて運営ができたところでした。また岩手の弁護士会が大変ご苦労されているところを、東京三会の弁護士の岩手県沿岸部派遣、あるいは、原発被害者のために相馬や郡山へ東京三会の弁護士派遣など、地元の弁護士会と共に法律相談活動を実施しました。このような活動をしていた関係で、昨年度まで東京都の都市復興関係の委員をしておりました。



東日本大震災のときには、資力を問わない法律相談を行うべく、法テラスの協力を受けながら実施しました。1年かかりましたが、議員立法という形で、法テラス震災特例法につながり、大きな予算が法テラスに入りました。さらに、その後、総合法律支援法の改正の関係で法務省の有識者会議に参加し、発災後1年間は資力を問わない無料法律相談ができるという総合法律支援法の改正に関わりました。

【津久井】 続いて、吉江さんお願いします。

【吉江】 私は、岩手弁護士会所属、56期です。私の災害への関わりは、東日本大震災からです。東日本が起きたときに、私は執行部の下働きのような立場にいて、現地に行くとか、あるいは盛岡で、裁判所や検察庁、県庁などと話をするとか、いろいろ関わってきまして、その後、副会長になって災害担当を担い、その後もずっと関わってきています。その流れもあって、日弁の災害復興支援委員会に入りましたし、東北弁連の災害委員会立ち上げにも関与しました。

東日本のときは、岩手弁護士会は全然準備をしていなかったで、とにかく目の前のことをどんどんやっていくという状況でした。その中で生まれてきたのが「弁護士会ニュース」です。被災者の方にどうやって情報を届けるのかということで生まれました。当時も、いろいろな工夫をしたつもりですが、それが今、各地でさらに進化しているというのが、素晴らしいところだなと感じています。

その後、2016年に台風10号被害という、気象庁観測史上初めて東北の太平洋側から台風が上陸するという災害が発生しました。岩手県の久慈市、岩泉町というところが大きな被害を受けました。特に岩泉は、山の中で水の被害なかなかさそうな地域でも、土砂災害を含めて多くの被害が起きて、例えば高齢者施設では、建物全体が水で埋まって利用者の方全員が亡くなると

か、道路は土砂で寸断され完全に町と切り離されて孤立した集落や家が複数生まれるとか、大変な状態になりました。そのときに活躍したのが、東日本のときから地元で活動していたNPOです。そういった方々が現地に入って行政を助け、社協を助け活動していた。弁護士会もそういったNPOと連携をして、現地で相談活動をやっていくというかたちを作り始めました。そこで生まれてきたのが、「災害ケースマネジメント」という動きです。官民連携で、お金は官が出し、民間が動き、さらにその中でも法律家の団体とNPOが組んでやっていく、あるいは社会福祉士と弁護士が一緒に相談をする、そういうような仕組み作りをしてきました。これを、この先広げていきたいという思いで、今活動をしているところです。

**【津久井】** 続いて、永野さんお願いします。

**【永野】** 静岡県弁護士会の旧60期です。静岡市清水区で開業しています。

災害との関わりは、東日本大震災の発生した春に、関弁連の派遣で、福島南相馬の小中学校の避難所を回ったのが最初です。そのときに感じたのは、日ごろ、災害法制になじみがない、ボランティアにも行かないという弁護士が、支援する際の武器やツールがないと思いました。そこで、今日までいろんな支援制度の情報提供ツールを作ってきたというのが現状です。

一番のきっかけは、「岩手弁護士会ニュース」を拝見したときの衝撃です。こんなことを弁護士ってやってたんだ、やれるんだということが、今のいろんなツールの原点になっていると思います。こういうツールがあったら、自分でも被災地に入れるとか、相談担当ができるなということ、一人でも多くの弁護士に思ってもらえると一番うれしいです。同時に僕は、東日本の現地支援がきっかけで、時間をつくって一人で東北に足を運ぶようになりました。その中で大川小学校とか、日和幼稚園とか、そういう津波被害のご遺族とずっと交流をさせていただいて、こういうたくさんの犠牲を、犠牲というだけで終わらせてはいけないなと思って、津波防災の活動をするようになりました。最初は、防災講演という形でいろいろやっていたのですが、それだと、その場限りのものになってしまうので、ちゃんと自分の手とか頭を動かして津波防災、津波避難を感じられるものがないかなと思って、津波避難のゲームを作ったり、あるいは自分で漫画の原画を描いて、主に子どもたち向けですけれども、『みんなの津波避難22のルール』という本を出したり、小中学校で授業をしたりしています。

そんな中で僕がすごく感じているのは、弁護士とか弁護士会というのは、特に周りから見えにくい被害に苦しんでいる人の存在を見つけて、寄り添って、その人が救われるよう行動するということが重要なんじゃないかということです。例えば、熱海ときは、土石流ってすごくわかりやすく、外部からも被害が見えて、共感されて、たくさん義援金もボランティア

も集まりました。でも、一昨年の静岡の水害は、1万軒も家が浸水するのに、断水ばかりが目立っていて、全然、被災者が浸水後の家でどんな生活をしていることには気付かれなかったのです。僕らが家の中を訪れると、本当に泥だらけの家で、過ごす場所も寝る場所もないから、外に捨てられているこたつみたいなのを二つ拾ってきてつなげて、その上で毎日寝ているというような人がいて、何でこんな暮らしをしている人がいっぱいいるのに誰も気付いてあげないのだろうという怒りとか、いろんな思いが湧いていました。そういう本当に見えにくい浸水被害なんかを把握するには、泥くさいですけれども、一軒一軒の家を訪ねて、中を見せてもらって、家の中で話を聞くしかないと思うのです。だから、これは、政治家の皆さんにも言いたいし、弁護士会とか日弁連、いろんな人に言いたいですけれども、やっぱり浸水被害があった直後に現地にすぐに足を運んで家の中を見てほしい。その目で今何が起きているかを感じてもらいたいと思います。

**【津久井】** ありがとうございます。私は、日弁連では、吉江さんの前の委員長を務め、熊本地震やコロナ禍の対応、2020年7月の豪雨などの支援をしました。多くの議員の方々のご理解を得て制度改善にコミットさせていただきました。活動を通じて感じたのは、災害対策の問題が人権回復の取り組みだという視点が欠落しやすいということです。一般に災害対策というと組織対応だとか危機管理の問題と捉えられ、一人一人の被災者の生活や生命はどうしても二の次になっているところがあります。弁護士としては視点の転換を政治の場に求めたいと思っています。

## 頻発する水害への対応

**【津久井】** 最近は毎年のように水害が起きます。実際に起きている事実と報道などで接する情報との落差に驚くことが多いです。水害に対する施策が不十分だと言われます。日弁連は2023年12月14日に「応急仮設住宅の供与要件の見直しを求める意見書<sup>1</sup>」を出しました。

**【吉江】** 現在、水害が発生して仮設住宅に入るためには、一定の評価以上の罹災（りさい）証明書が出なければならぬという状態なのですが、実際、水害の現場を考えたときに、果たしてそれでいいのかが問題点の出発点ですね。水害で、家に水が入ってしまって住めない状態になっているのですが、罹災証明書の発行を待ってから仮設住宅に入れるかが決まるということでは遅いわけです。少なくとも、水害に関しては、罹災証明書の有無にかかわらず、家が住めない状態になれば仮設住宅に入れるようにするという取り扱いの改正を求めて意見書を出しました。これは、2023年に水害に遭った秋田でも役立つ件です。現在、水が入って床がベコベコになってしまっていて住めないような状態であれば仮設に入れますよみたいなアナウンスをしているのですが、それは実態に合っていません。内

<sup>1</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214\\_6.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214_6.html)



水氾濫って汚水も含めた水が入るので、そこでそのまま住めないわけですよ。水でふやけたかなんてどうだってよくて、水が入ったという事実が大事なので、そこがちゃんと消毒されてきれいになって乾燥されて住めるような状態にならなきゃ住み直しできない。この意見書は、結構重要なものとして出しています。

**【津久井】** この意見書の起案に関わられた永野さん、ほかに指摘すべき点があればお願いします。

**【永野】** 全国の水害被災地を見させていただく中でいつも思うのは、浸水被害を受けた人への住まいへの支援が圧倒的に不足しているということです。水害が起こると、避難指示の解除とともに避難所は閉められてしまうことが多いのです。住まいを奪われたあとの最後の砦になるはずの避難所が閉まっている。それが今の水害被災地の現状なのです。自治体は、例えば公営住宅を一時的に無償提供しますよというようなことをしますが、大体空いている公営住宅ってものすごく遠くて、子どもたちが学校にも通えなくなったり、病院に通えなくなったりとか、あるいは上の階しか空いていなくて、高齢者は、階段が上れないとか、ペット禁止だから行けないとか、ことごとくマッチングがうまくいかない。仮設住宅があるじゃないかと思われるかもしれませんが、仮設住宅って本当に変わった制度で、そもそも提供するかどうか自体、全て行政の裁量判断から始まってしまうのです。

これって同じ災害救助法の支援でも、例えば応急修理制度なんかは、必ず発災直後から周知が始まるのです。準半壊以上になったら幾らの支援が、修理補助を受けられますよと。でも、仮設住宅は裁量判断なので、いつまでたっても支援のメニューに挙がってこなくて、ほとんどの被災者には、存在すら知られない状態なのです。

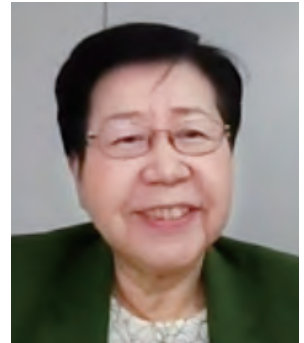
ようやく仮設住宅を提供すると決まったとしても、何かと理由を付けられて、まだまだ被害が少なすぎると言われて利用を拒まれるのです。これは、行政全体の問題です。われわれが現地に入ると、被災者の人はみんな行く場所がなくて、特にアパートの1階で暮らしている人とか平屋の人の被害が一番大きいのですが、みんな車中泊していたり、泥だらけの家で泥だらけになりながら生活していたり、知人宅を転々としていたりという人が、もう大量にいることがわかりました。

だから、国としては、発災直後から応急修理制度と同じように、浸水とかで家を奪われた被災者には住まいの支援があるのですよというメニューをすぐに示してもらいたい。そして簡単な被害判定でまず入居要件を判断できるようにしてもらいたい。今の制度は、とても調査が複雑になっていますが、例えば目で見てすぐわかる床上浸水の被害を仮設住宅など住まい支援の条件にすればいい。実際、国の応急仮設住宅の使い勝手の悪さから、災害救助法の利用は早々に諦めて、床

上浸水など住まいを奪われた人には直ちに住まいの支援をしますよと発災直後から動き出す自治体もできています。静岡県の磐田市なんかはその典型ですけれども、こういう心ある自治体が、被災者を救うために独自財源でやったような住居支援策に対して、後から国もちゃんと支援をしてもらいたいと思います。

**【津久井】** 溯上さん、今のお話をお聞きになって感じられたことはあるでしょうか。

**【溯上】** 東北弁連があった1週間後に秋田水害が起き、テレビ報道を見て驚いておりました。ただ、全国的なテレビ報道はそんなに続かないのです、水害って。だから、どんなに被災地の方々困窮しているかを全国に伝えるかはマスコミの問題で、自分としてはその後を知りたいけれども、東京の人間には分からない、忘れられるということかなと思います。何か月かして秋田弁護士会のもともとスタッフ弁護士等で社会福祉的な活動に従事された藤原美佐子先生に質問したところ、大変困窮している被害者がいるとのことでした。床の断熱材は、ぬれただけでも機能を果たさないし、寒冷地では特に深刻なので、早い支援が必要なんじゃないかと思っていました。いわゆる罹災証明の判断基準の問題とっていたら、罹災証明と切り離れた仮設住宅の入居条件の問題だという日弁連の意見書が出たと聞いて、納得をいたしました。



## 災害救助法の改善のあり方

**【津久井】** 次の話題に移ります。災害救助法や、その施行令、規則、弁償基準のどこにも生存権という言葉は出てきません。人権という言葉も一切出てきません。この災害救助法をどうやって改善をしていったらいいでしょうか。

**【永野】** そもそも災害救助法を被災地域に適用する基準自体に問題があると思っています。いわゆる1号適用など、各自治体の人口規模に応じて何軒家が壊れたら災害救助法をその自治体に適用するというルールがあるのですが、ここに大きな問題があります。災害は別に行政区を刻んで発生してくれるわけではないので、複数の行政区に被害はまたがるわけですね。そうした場合には、ある市町村には災害救助法が適用されて、その住民は修理の補助も、仮設住宅も利用できるのに、災害救助法が適用されなかった隣接する市町村の被災者は、同じ災害で同じ被害を受けているのにほとんど何の支援を受けられないということが現に起こっています。同じ災害で同じ被害を受けたら、同じ

支援を受けられる制度になればと思います。

**【津久井】** 日弁連では、「同一災害同一支援の原則」とか「同一災害同一救助の原則」という名前を付けていますが、大変シンプルな訴えだと思うのです。

**【吉江】** 災害救助法自体が、もう本当に古いですよ。もともとの成り立ちが、生活保護法の災害版なのです。なので、最低限の生活は何とかさせてあげましょうという中身になっています。今の社会の状況とやっぱり全然合っていない。抜本的な見直しが必要です。その中でも、第一に実現したい点として、災害救助のメニューに相談支援を盛り込んでいくべきだと思っています。担い手をどうするかという問題はあるのですが、やはり相談支援をメニュー化しておかなければ、取りこぼされる人がたくさん出てきてしまうので、やはり国や自治体の責務として、きちんと相談支援を受けられるようにするべきだと思っています。



日弁連は、東日本から10年を迎えるの宣言を人権大会で出しましたけれども、その中で、やはり災害というのは人権問題なんだということを強くうたっています。災害救助法だけではなくて、災害対策基本法の中に被災者の尊厳とか人権、そういったものを守るんだということは、生命・財産に並べて、いやそれより上位のものとして掲げるべきです。災害関連の法制がその下に連なっているという形を取らないと、お金と制度と箱作りの話で終わってしまうということになるのかなと思っています。

ほかにも応急修理制度の改善、仮設と応急修理の併給が原則禁止になっているとか、特別基準が役に立っていないとか、トイレ、キッチン、ベッドが避難所にいつまでも整備されないとか、結果的に関連死が生じてしまうということも日弁連として問題視しています。

**【津久井】** 「相談支援」は福祉施策では必須ですからね。災害救助法については、首都直下地震が起きたときはどんな形で問題になるでしょうか。

**【瀧上】** 首都直下が起きると、災害救助法の中身自体が飛んでしまうぐらいの大規模な被害が想定されています。基本的に自助努力ということで、行政の手は1週間は市民に届かないとの覚悟を都民に求めています。そのため、今、東京都が一生懸命取り組んでいるのは、事前復興という、いわゆる防災ですね。災害を拡大させないという取り組みと、自助努力を求めるといふ都民の準備を求めているのかなと思っています。災害救助法上のいわゆる避難所の運営とか、仮設住宅とか、できる範囲で準備を重ねてはおりますが、

想定外の被害が予想される中で、災害救助法の枠内で機能し始める時期は、地方より遅れて、その間の自助または共助の部分の機能を高める必要があると思っております。

東日本大震災で、福島原発の被害者の方たちが東京に避難されたときに、大きな避難所で食事が出せないことから、金券で対応したというケースがあって、これは特別な対応だったと思います。そういう実績がありますので、災害救助法でも、現金給付に近い形で対応することはできるのではないかと考えております。

## 災害ケースマネジメント

**【津久井】** キャッシュレス決済が当たり前の世の中になっていますから、地域クーポン・プリペイドカード方式は、すぐにでもやってほしい施策です。災害救助法が全く改正されず、あるいは自助努力に任せることになると、取り残される人たちが次々に出てきます。そこで災害ケースマネジメントを取り上げます。

**【吉江】** 災害ケースマネジメントは、被災者に対して必要な支援をきちんと提供し、取りこぼしのないように支援する側がきちんと被災者のほうにアプローチをしてやっていきたいと思います。内閣府の定義は、支援者が連携をして、被災者に対して必要な支援を、きちんと整理して、提供して、使ってもらおうという意味合いで出していると思います。大事なポイントの一つは、いわゆるアウトリーチ型の動きを中心とすること。被災者が来るのを待たず、支援者の側から被災者のほうに向かい合って話をお話を聞くということ。二つ目は、支援者同士が、官も民も、ばらばらに活動するのではなくて、連携をして取り組んでいくということ。三つ目は、被災者一人ひとりを基準にするということですね。世帯だとか、地域だとか、それも大事だけれども、でも、やはり個々の被災者が、どう考え、どんな希望を持っているかをきちんと見ていきたいと思います。その三つを最低限押さえれば、災害ケースマネジメントと言えるだろうと思います。

しかし、災害ケースマネジメントをやる地域とやらない地域があっては意味がない。被災者支援として必ずやってもらいたいことなので、最低限、被災者支援の体制づくりを全国各地でやっていかなきゃいけない。国が旗振りをしないとできないことです。制度化が必要なもう一つの理由はお金ですよ。活動のお金が必要です。事前の準備をするところから財政的な裏付けがなければ動けませんから、やっぱり制度化が必要だろうと思っています。

**【津久井】** 令和5年5月に、中央防災会議の復興基本計画の中にも災害ケースマネジメントが盛り込まれましたが、計画に書き込んだだけでは画餅に帰するおそ



れもあります。静岡では、立て続く災害の中で災害ケースマネジメントを実践されていましたが、その実践例を紹介していただけませんか。

**【永野】** 静岡県弁護士会では、熱海の土石流のときも、あるいは令和4年の台風15号のときも、弁護士会として正式に災害ケース会議というものに参加していました。災害ケース会議というのは、大きな災害で設置されることが多い「地域支え合



いセンター」の生活支援相談員さんたちが仮設住宅などを訪問していろんな課題を持ち帰った後に、みんなで会議をして、この人をどうやったら救えるんだろう、どういう制度を使ったらいいだろうということを議論するという場です。静岡県弁護士会は、そこに参加してみんなと一緒に知恵を絞ったり、あるいは相談員さんと一緒に戸別訪問をやったりしているのですが、現実にはこうした関与までしている弁護士会はほとんどないのが現状だと思います。日弁連としても災害ケースマネジメントをやりますと言うのであれば、今、吉江さんが言った通り、この弁護士会はできます、ここはできませんではなくて、どの地域でもある程度一律にできないといけないと思います。まず、簡単なところからでもいいので、例えば被災者の債務整理の支援とか、どの弁護士会でも、それならできるなと思えるような具体的な関与の形を日弁連として示すことが必要だと思います。

他方、国としてもこうした体制を現実のものにするには、絶対に予算措置が不可欠だと思います。災害ケースマネジメントをやってほしい。いろんな専門団体と連携して被災者の再建を支えましょうと言ったって、でも、お金は出しませんよと、ボランティアでどの組織、団体もやってくださいでは、なかなか現実には進んでいかないと思います。

**【津久井】** 測上さんに質問ですが、法テラスの「ケース会議支援制度」が試行されていますが、これを災害ケースマネジメントで展開されるケース会議への弁護士の参加に使えないでしょうか。

**【測上】** 総合法律支援法の改正を求めている中で、日弁連の高齢者・障害者の委員会から、ケース会議に参加する費用の支援を求めており、それが、試行という形で実現しています。永野先生のお話を聞いて、災害が起きたときに活用できるような横串を刺した取り組みが必要だと思いました。この制度はあくまでも試行ですが、災害復興支援につなげていただければと思います。

## これから予想される大災害に対して

**【津久井】** これから起こるであろう南海トラフ巨大地震であるとか、首都直下地震に対して、強い危惧感を持っています。これからの大災害に対して、国の施策として気になる課題があればお願いできますか。

**【吉江】** 地震の運動もあり得るので、首都機能がやられたときに本当に国の動きが止まらずにやっているのか、計画がどれだけきちんとしてきているのか、それらが国民には十分知らされていないことを心配しています。本当に大変なことになる可能性があります。自治体の方と話していると、危機感に濃淡があって、自分が生きているうち、あるいは職員でいるうちは起きないと考えている方は意外に多い。徳島とか高知とかでは、近い時期に来るかもしれないという思いを持ってやれている。しかし岩手は、もうこの間来ちゃったら、この先100年ぐらい来ないという感覚でいる。これではよろしくないのです。その思いがずれてしまうと、物事への取組にもずれが生じてくるので、私たちも、議員の方々も、国や自治体の皆さんも、明日起きるかもしれないという共通した気持ちでやっていきたいなと思います。

**【永野】** 首都直下とか南海トラフという桁違いの災害を考えると、今更のようですが、ITの整備や活用が重要だと思います。例えば、先ほど静岡の弁護士会の支援の話を出しましたが、南海トラフ地震で桁違いの被害が出たときに、同じような支援ができるわけがないのです。交通を含めて被災者へのアクセスが難しい、マンパワーも圧倒的に足りないという本気の災害のときに何ができるかを考えると、やっぱりIT技術の活用は不可欠だと思っています。例えば被災者に対するオンライン相談の支援などです。交通アクセスの問題やマンパワー不足を解決する1つの方法になると思います。そのために、最低限のITの通信環境の整備は不可欠ですが、現実にはどこの自治体の通信環境もかなり脆弱だと感じますし、こうした支援者と被災者をオンラインでつないで支援を試みるような訓練もほとんどなされていないと思います。今の自治体側の通信環境とか通信端末の脆弱（ぜいじゃく）さやオンラインを活用した訓練の不足が大災害では支援の可能性を奪い、被災者の再建の希望まで奪っていくという危機感を強く持ちます。国には、また政治家の皆さんには、もっと全国津々浦々の通信体制とか端末の整備にお金を掛けてもらいたいと思うし、それを前提とした、いろんなオンラインを使った支援の訓練をやってもらいたいと思っています。

**【測上】** 災害復興まちづくり支援機構が、2007年の1月に、東京都と災害復興に関する協定を結びました。これは支援機構という団体ではなく、属している土業団体が個別に作りました。弁護士が、いわゆる自治体

と連携するという一つのあらわれで、私が復興計画の委員をやっていた関係で入手した東京都の復興計画においては、総務局の範疇（はんちゆう）ですが、弁護士、建築士等との相談体制を組むということが明示されています。災害復興計画の中に、弁護士あるいは関連士業の組み入れを、東京都の場合は想定しています。現実には、予算の問題も出てきますので、発災後に個別契約を各種士業と結んでいくことになると思いますが、大枠では、基本協定に基づいて基本計画の中に、弁護士等については組み込まれているということをご報告させていただきたいと思います。

最後ですが、私が考えておりましたのが、人権課題の一つとして、災害弱者、被災者は全員弱者でもあるのですが、その中でも高齢者・障害者を含め、災害時の要保護者・要支援者という方々に対する取り組みが必要で、その人権をしっかり尊重していくというのが弁護士の役割であるということです。それが先ほどの災害ケースマネジメントともつながっていくと思っています。

**【津久井】** みなさま、どうもありがとうございました。

## 令和6年能登半島地震に対して

**【津久井】** この座談会をいったん終えた後、令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。弁護士の支援は不可欠です。湖上さん、吉江さん、永野さんには、今後の弁護士の被災者支援と、政治に求められる課題について、ひとことお願いします（以下は各自の追加コメントとなります。）

**【湖上】** 震度の大きさに加えて、半島という特殊な地形でライフラインの途絶による復旧復興の遅れが生じています。復興に向けた取組は緒についたばかりであ

り、地元の弁護士会で電話相談、避難所相談等を取り組んでいただいています。日弁連がこれをバックアップしていくことが必要です。立法事実を集めて日弁連の提言につなげていくべきでしょう。

**【吉江】** 県中心部から離れた、高齢化した過疎地で被害が生じているという点で、東日本の状況に近いと考えます。地元弁護士会は既に精力的に活動しており、日弁連災害復興支援委員会は全力でバックアップするつもりです。東日本の総括ができていなかった、その反省が今回も活かされず、同じことを繰り返しているということを理解すべきです。今からでも、必要な制度の改正、運用の改善が政治には求められます。

**【永野】** 今回輪島市や穴水町に入って感じたのは、やはりこの災害でも複雑になりすぎている今の公的支援制度の情報を被災者に寄り添ってわかりやすく伝えたり、一緒に考えてくれるようなソフトの支援がほとんどないこと。そして、公的支援の制度だけはあっても、実際に家の状態をみたり修理したり解体したりする業者自体も圧倒的に不足していることです。この2つが被災地の復興を大きく阻んでいます。国にできることは無数にあります。例えば、災害救助法の応急修理制度や応急仮設住宅について、制度をより複雑にし、使い勝手を悪くし、業者に敬遠され、職員の事務負担を増大させている根源の「現物支給」の原則を今すぐ改めて、シンプルな基準での「現金支給」の支援に変えてもらいたい。本来被災者、被災地を救うはずの公的支援制度が、災害の度に被災地、被災者を苦しめている現実をぜひ知ってもらいたいと思います。

(2023年12月27日実施)

※出席者の肩書は、座談会実施時のものです。



# ポストコロナの活動と更なる組織強化に向けて～全国支部懇談会

2024年1月18日午後4時から東京の都市センターホテルにおいて、弁政連の全国支部懇談会が開催された。当日は、全48の弁政連支部のうち20の弁政連支部から支部長、幹事長/事務局長等の役職者が出席し、菊地裕太郎理事長をはじめとする本部役員その他の会員を含め、総勢43名の会員が出席した。



菊地裕太郎理事長の挨拶後、齋藤和紀幹事長から、各弁護士会連合会の定期大会に合わせて開催された各ブロックにおける弁政連の役員懇談会における議論状況について報告があり、続いて、笠井直人組織強化委員長から、弁政連の加入状況、支部の設置等の状況につき報告があった。また、未設置である秋田県支部と富山県支部について、現在、設立に向けて鋭意準備中であり、近い将来に、全国すべての地域における弁政連支部の設置が実現する見通しであることが報告された。

意見交換では、各支部における活動や会員加入の促進のための取組等が紹介され、各支部における創意工夫を参考にするとともに、弁護士会との連携の下で地道に活動していくことの重要性が確認された。予定時間を超過する白熱した議論が展開され、活発な活動を継続していくことを確認して閉会した。（副幹事長 奥 国範）



## 本部・支部人事（ ）内は前任者

2024年3月31日付（辞任）

副理事長 淵上 玲子 常務理事 上田 智司  
岡田 理樹 市川 正司

4月1日付

副理事長 松田 純一（淵上 玲子） 理 事 高橋 聖明（佐藤 豊）  
小川 恵司（岡田 理樹） 青木 寛文（栗林 正清）  
常務理事 兼川 真紀（上田 智司）  
鈴木 雄一（市川 正司）

石川県支部 2024年2月9日付

支 部 長 西村 依子（山崎 正美）

大分県支部 3月1日付

支 部 長 中山 知康（清水 立茂）

高知支部 3月19日付

支 部 長 小泉 武嗣（田村 裕）  
副支部長 岩崎 淳司（小泉 武嗣）

長野県支部 4月1日付

支 部 長 高橋 聖明（佐藤 豊）  
幹 事 長 青木 寛文（栗林 正清）

## 定期総会のご案内

日本弁護士政治連盟の定期総会を下記のとおり開催しますので、ご案内します。

記

- 1 日時 2024年5月22日（水）午後3時30分
- 2 会場 弁護士会館2階 講堂「クレオ」
- 3 議題 (1)2023年度活動報告の件  
(2)2024年度事業活動方針に関する件  
(3)一定の事由に基づく理事の選任を理事会に委任する件

なお、やむを得ない事由により開催の日時、場所、方法等を変更する場合には、本連盟サイト上にてお知らせします。

## 編集後記

人権擁護の現場の声を実現する立法の推進を（さいとう）株価が最高値。生活実感はあるでしょうか。（さとう）今年もそろそろ花粉は終わってほしい此頃。（おがわ）現場の実情に応じた災害対策が重要ですね（いとう）

新年度スタート。阪神、アレンパなるか!？（いしい）桜を愛で美味か物を食せたなら、それで良し。（こだいら）子どもが遂にランドセル。赤黒だけじゃないんだな（あんどう）パリオリンピックまであと4ヶ月。熱戦を期待。（なかにし）